

平成 17 年 5 月 27 日

各 位

会社名 日本ユニコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 河島 毅
(J A S D A Q ・ コード 8 7 4 4)
問合せ先 常務取締役 二家 英彰
TEL 03 - 5623 - 5111

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 27 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 48 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、執行役員及び従業員とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 300,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

3,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 100 株。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所の公表する当社株式普通取引の最終価格の平

均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格を下回る場合には、当該最終価格とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、株式交換、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年8月1日から平成22年7月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

対象者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職等、新株予約権の発行の目的に照らし地位喪失後においても行使が許容される場合として取締役会が定める事由に該当する場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、当該新株予約権の相続は認めない。

その他の条件については、第48期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

対象者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。

対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成17年6月29日（水）開催予定の当社第48期定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上